

静岡市議会は、地方自治制度の二元代表制の下、議員の合議体である議会が担う役割と責任がますます増大する時代にあつて、執行機関への監視機能及び政策形成機能を効果的かつ効率的に果たすとともに、市民との協働による開かれた議会の実現に向けて、議会改革を実行してきたところである。

しかしながら、著しく変化する社会、経済情勢の中においては、議会の基本的な理念、議会及び議員の活動方針並びに市民と議会、執行機関と議会との関係等を明らかにし、その役割及び責務を十分に果たし、市民の負託に全力でこたえることにより、さらに市民に開かれた議会へと変革しつづけることが求められている。

そこで、静岡市議会は、このような時代の要請を重く受け止め、議員一人ひとりが、住民に選ばれた代表者として、公正かつ誠実に行動し、常に議会のあり方を見極め、「市民が心から愛し、誇りに思う静岡」を後世に引き継ぎ、大規模災害等の発生に際しては、議会として迅速かつ的確に対応するとともに、市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。